

## 第4次 地域福祉計画

基本目標	施策の方向（案）	取り組みの想定（詳細は個別計画で検討）
<p><b>1 みんなでつながり、参加する東村山の福祉</b></p> <p>（参考：目標の考え方）                      これからの地域社会は参加と協働がより重要となってきます。お互いを認め合い、交流していくことで支え合いの考えを広め、地域福祉の基盤をつくります。</p>	<p>1 お互いを認め合う社会への推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害理解に関する広報活動</li> <li>・地域での交流等を通じ住民同士の理解の促進</li> <li>・福祉教育、人権教育の充実</li> <li>・心のバリアフリーの促進</li> </ul>
	<p>2 個性を尊重し可能性を伸ばす環境の整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・豊かな子ども時代を過ごすための施策</li> <li>・生涯学習の充実とスポーツ・レクリエーション活動の促進</li> <li>・障害者就労支援事業</li> <li>・就労促進指導員による就労相談の実施</li> <li>・特別支援教育の推進</li> </ul>
	<p>3 協働による地域福祉体制の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域福祉活動計画と連携した福祉の推進</li> <li>・地域福祉コミュニティの推進</li> <li>・エリアにおける子ども問題を検討していく場として円卓会議の設置</li> <li>・市民参加による地域福祉の推進体制の検討・整備</li> <li>・地域福祉の一翼を担う社会福祉協議会との連携強化</li> <li>・保健福祉協議会及び個別計画推進部会における計画の進捗管理</li> </ul>
<p><b>2 相談しやすいしくみづくりとわかりやすい情報提供</b></p> <p>（参考：目標の考え方）                      世の中の変化により住民が多様な問題を抱える中、「必要な情報を必要とする方が手に入れることができる」、「どこに相談に行けばよいか」がすぐにわかる、「相談しやすいしくみづくり」は一層重要となってきます。</p>	<p>1 相談体制の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既存の相談窓口における相談支援体制を充実していく</li> <li>・横のつながりをもったわかりやすい相談体制の充実</li> <li>・外国語による相談、情報提供への取り組み</li> <li>・相談機関同士の連携強化                          関係機関との役割を整理し個人情報に配慮しつつ連携を強化</li> </ul>
	<p>2 情報収集・提供体制の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多様な媒体（冊子、Web等）による情報提供の充実</li> <li>・情報の集約と発信についての推進</li> <li>・障害特性に配慮した情報提供、情報のバリアフリー化</li> </ul>

## 第4次 地域福祉計画

基本目標	施策の方向（案）	取り組みの想定（詳細は個別計画で検討）
<p><b>3 住み慣れた地域で生きがいを持って暮らせるしくみづくり</b></p> <p>（参考：目標の考え方） 住み慣れた地域でいきいきと暮らしていけるよう、健康に関する意識の向上や健康増進のための活動を進めます。</p>	<p>1 保健・福祉に対する意識の向上</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食育普及・推進</li> <li>・健康意識の向上</li> <li>・介護予防に関する意識の向上</li> </ul>
	<p>2 心とからだの健康増進</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健康ひがしむらやま21の推進</li> <li>・医療体制の充実</li> <li>・保健、医療、福祉サービスの連携強化</li> <li>・生活習慣病予防、介護予防施策の推進</li> </ul>
	<p>3 地域生活を支える福祉サービスの充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域での生活を支援するサービスの実施 高齢者向けサービス（介護予防、介護保険（地域包括ケアシステム等）、その他地域生活を支えるサービスについて、個別計画で検討）</li> <li>・障害者向けサービス（ヘルパー、ガイドヘルパー、手話通訳、その他地域生活を支えるサービスについて、個別計画で検討）</li> <li>・地域における子育て支援サービスの充実</li> </ul>
	<p>4 地域での見守り体制の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民生委員・児童委員、老人相談員、福祉協力員、保健推進員の活動の充実</li> <li>・地域の相談、見守り、行政のパイプ役等多方面での活動</li> <li>・一人暮らし高齢者等への取り組み 老人相談員と協力し、名簿の作成、緊急安心キット等の配布</li> <li>・児童に対する見守り体制 青少年非行防止の活動（地域パトロール）、はっく君の家、子ども110番の設置</li> </ul>
	<p>5 権利擁護支援体制の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認知症高齢者、障害者、児童等の権利擁護の充実</li> <li>・相談体制の充実、成年後見制度、虐待対応、虐待防止策等</li> </ul>
<p><b>4 福祉を推進していくためのまちづくり</b></p> <p>（参考：目標の考え方） 人にやさしいまちの整備をソフト、ハードの面から推進したり、地域の人材育成等を行うことで地域福祉の推進を図ります。</p>	<p>1 安心・安全なまちづくりの推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要援護者の安全確保</li> <li>・地域における防災・防犯活動</li> <li>・子どもを犯罪から守るための取り組み</li> </ul>
	<p>2 地域における人材や事業所の育成と充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の人材育成、人的資源の活用</li> <li>・団塊世代の地域福祉への参加の推進</li> <li>・事業適正化への支援</li> <li>・第三者評価の推進及び活用</li> </ul>
	<p>3 基盤的施設整備の多面的・有効的活用</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既存施設の多面的、有効的活用方法の検討</li> </ul>
	<p>4 人にやさしい生活・まちの整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉のまちづくり条例に沿ったまちづくり</li> <li>・バリアフリーの促進（ハード面。障害種別によるバリアの解消）（こころのバリアフリーは基本目標1、地域参加という点では基本目標3）</li> </ul>